公　　示

次のとおり、公示します。

令和３年10月６日

公益社団法人
広島県シルバー人材センター連合会
事務局長　天　野　順　治

1　公募内容

（１）業務の件名

令和３年度高齢者活躍人材確保育成事業セミナー周知・広報のための新聞広告掲載業務

（２）目的

高齢者を対象としたシルバー人材センターへの入会促進（会員募集）のセミナー参加者募集のための新聞広告を掲載する。

（３）業務内容

別紙「業務委託仕様書」のとおり

2　入札方法

入札金額は総価を記載すること。

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額の１円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載し入札すること。

3　公募に参加する者に必要な資格に関する事項

（１）予算決算及び会計令第70条（昭和22年勅令第165号）の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

（２）予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

（３）厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

（４）経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

（５）商法その他の法令の規定に違反した営業を行った者でないこと。

4　公募内容等の条件を満たす旨の意思表示

公募内容等の条件を満たしている者で、参加を希望する者は、以下に従い意思表示を行うこと。

（１）意思表示期限　令和 3 年 10 月 20 日（水）　17 時まで

（２）公益社団法人広島県シルバー人材センター連合会

（３）意思表示方法　ＦＡＸ又は郵送（期限まで必着）

（４）意思表示様式　（様式 1）

5　見積書等の提出期限

（１）提出期限　令和 3 年 10 月 22 日（金）　17 時まで

（２）提出先　　下記 7 に同じ

（３）提出方法　郵送とする。（期限まで必着）

6　契約条項を示す場所

（１）契約書作成の要否　　要

（２）契約条項を示す場所　　有

7　担当者・連絡先

〒730-0005

広島市中区西白島町 24 番 36 号　広島市中央公民館 4 階

公益社団法人広島県シルバー人材センター連合会

事業グループ　担当　久永

TEL（082）502-0468　FAX（082）502-0478

令和３年度高齢者活躍人材確保育成事業
セミナー周知・広報のための新聞広告掲載業務委託仕様書

1　委託業務名
セミナー周知・広報のための新聞広告掲載業務

2　委託業務の趣旨等
（１）業務の目的
少子高齢化が進行し、県内の高齢化率も進む中で、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進のために就業機会を提供する。そのため、シルバー人材センターの周知、会員入会促進を目的にセミナーを開催するための周知・広報を新聞広告に掲載する。
（２）本業務の対象者
県内の６０歳以上の者で、シルバー人材センターに興味のある方、シルバー人材センター未入会の方

3　委託期間
契約締結の日から令和４年３月 31 日

4　委託業務の内容等
（１）セミナー開催のため新聞広告において告知する。
（２）掲載のための原稿制作および県内の主要新聞に掲載する。
半５段（カラー）
（３）本業務により得られた成果物は、原則として委託者に帰属するものであること。

5　入札方法
入札金額は総価を記載する。
落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額の１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載し入札すること。

6　入札書等提出期限、提出先及び落札者
(1)　提出期限
令和３年 10 月 22 日（金）17 時必着
郵送とする。（期限まで必着）

(2)　提出先

公益社団法人広島県シルバー人材センター連合会
高齢者活躍人材確保育成事業　事業グループ係
〒７３０－０００５
広島市中区西白島町２４番３６号　広島市中央公民館４階
ＴＥＬ０８２-５０２－０４６８　　ＦＡＸ０８２-５０２-０４７８

(3)　落札者の決定

この仕様書に規定した事項を充足しており、かつ予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7　選定結果の通知

選定結果は、令和３年１０月２８日（木）までに文書で通知する。

8　その他

(1) 契約の解除

委託者は、事業受託者が次のいずれかの事項に該当するとき、又は委託業務の改善指示等に従わず委託業務の円滑な遂行に支障をきたすと認めたときは、催告を要さず本契約の全部または一部を解除する。この場合、委託者は、事業受託者に対して委託費その他これまで履行された委託業務の対価及び費用を支払わない。

① この契約の規定又は当該参加資格に定めた法令等に違反したとき
② 正当な理由なく委託契約の状況に違反したとき
③ 委託業務の全部または一部を履行する見込みがないと認めたとき
④ 事業受託者が委託契約の解除を申し入れ、委託者がこれを認めたとき
⑤ 委託社が行う指導または検査に際し、事業受託者、事業受託者の代理人又は事業受託者の使用人等が検査員等の職務執行を妨げ又は詐欺その他の不正の行為を行ったとき
⑥ 暴力団員が業務を統括する者又は従業員となっていることが明らかになったとき
⑦ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき

(2) 契約解除

前号により委託契約が解除されたときは、本事業受託者に対し生じた損害については賠償及び補償はできません。委託者に損害が生じたときは、損害を補償するものとします。

9　秘密保持

（１）本業務に関して、受託者から提出された規格提案書等は、本業務における委託契約候補

者の選定以外の目的で使用しない。

（２）本業務に関して、受託者が委託者から受領又は閲覧した資料等は、委託者の了解なく公表又は使用してはならない。

10　担当者・連絡先

〒730-0005
広島市中区西白島町 24 番 36 号　広島市中央公民館４階
公益社団法人広島県シルバー人材センター連合会
事業グループ　担当　久永
TEL(082)502-0468　FAX (082) 502-0478

（様式 1）

令和 3 年度高齢者活躍人材確保育成事業
セミナー周知・広報のための新聞広告掲載業務委託応募書

令和 3 年　月　　日

公益社団法人広島県シルバー人材センター連合会　会長　殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名　　印

令和 3 年度高齢者活躍人材確保育成事業のセミナー周知・広報のための新聞広告掲載業務委託公募に応募します。

【担当者連絡先】
所属・氏名

電話番号

FAX 番号

E-mail

（様式 2）

令和３年度高齢者活躍人材確保育成事業
業務委託公募に係る質問票

<table>
<tr><td>質問内容</td><td colspan="2">＊要領のどの部分に係る質問かわかるように記載してください。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">質問者</td><td>事業所名</td><td></td></tr>
<tr><td>担当者</td><td></td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td>電話（　　）
FAX　（　　）
E-mail（　　）</td></tr>
</table>

＊質問は、ＦＡＸまたは電子メールにより送付してください。
＊質問受付締切：10 月 20 日（水）　17 時迄
＊内容によっては、公正を期すため質問及び回答（質問者名は除く）を公開します。

送付先：公益社団法人広島県シルバー人材センター連合会
ＦＡＸ：０８２-５０２－０４７８
電子メール：akinokuni@sjc.ne.jp

別紙

（参考）予算決算及び会計令

第２節　一般競争入札

第1款　一般競争参加者の資格（第 70 条～第 73 条）
第2款　公告及び競争　（第 74 条～第 82 条）
第3款　落札者の決定等　（第 83 条～第 93 条）

（一般競争入札に参加させることができない者）

第 70 条

契約担当官等は、売買、賃借、請負その他の契約につき会計法第 29 条の 3 第 1 項の競争（以下「一般競争」という）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者、破産手続きの開始を受けて復権を得ない者及び暴力員による不当な行為の防止等に関する法律第 32 条第 1 項に掲げる者を参加させることができない。

（一般競争入札に参加させないことができる者）

第 71 条

契約担当官等は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後に 2 年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。
(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
(4) 監督又は検査の実施にあたり職員の職務執行を妨げた者。
(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
(6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当り代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

2　契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。